

議案第96号

市長の専決処分事項に関する条例等の一部を改正する条例案

(市長の専決処分事項に関する条例の一部改正)

第1条 市長の専決処分事項に関する条例（昭和24年大阪市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3号中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(大阪市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 大阪市下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(大阪市港営事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 大阪市港営事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月28日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備するため、市長の専決処分事項に関する条例ほか3条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

市長の専決処分事項に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、次に掲げる事項は、市長がこれを専決処分することができる。

(1)－(2) 省 略

(3) 1 件100,000円以内において地方自治法第243条の2 第8項の規定による職
第243条の2の2

員の賠償責任を免除すること

(4)－(8) 省 略

大阪市下水道事業の設置等に関する条例（抄）

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2
第243条の2の

第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について
2

議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る免除の額が100,000円
を超える場合とする。

大阪市港営事業の設置等に関する条例（抄）

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2
第243条の2の

第8項の規定により港営事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議
2

会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る免除の額が100,000円を
超える場合とする。

大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（抄）

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2
第243条の2の

第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について
2

議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る免除の額が100,000円
を超える場合とする。